No	頁	該当条項等	意 見 内 容	対応
1	18	3.1.2項 消 火装置の推奨事 項 2.項 大型消火 器の配備	2.項 大型消火器の配備については、火災防護規程上、自主設置する場合の推奨事項と思われますので、前段として、「一般防火対象物及び危険物施設に対する法令上の要求事項」を明記し、更に、「大型消火器の配備は、 。」というように記載することを推奨します。 【理由】 一般防火対象物に適用される消防法施行令、施行規則並びに危険物施設に適用される危険物の規制に関する政令、規則には、それぞれ小型消火器(危険物の場合は第5種消火設備)及び大型消火器(危険物の場合は第4種消火設備)に対する設置基準、緩和既定等があり、更に指定数量未満の危険物等に対しては、地方自治体条例が適用されるなど、法令上の要求事項と原子力発電所の火災防護指針上の要求事項を明確に記載しないと、現場並びに図面上はただ単に「消火器だらけ」の様相を呈してしまうと共に適切に運用されるとは考えられないことによります	危険物施設に対する法令上の要求事項については、3.1.2.1 消火装置と設置対象区域(5)に下線部を追記します。 【変更案】 3.1.2.1 消火装置と設置対象区域 (5) 消防法施行令第10条 / 消防法施行規則第6~11条 及び危険物の規制に関する政令第20条に加えて、大型消火器の配備を考慮すること。 「2.大型消火器の配備」の主旨は、消火装置の多様性の観点から、法令要求とは別に、+ で配備することを記載していますが、法令上の要求事項とは別
2	18	3.1.2 項 消 火装置の推奨事 項 3.項 固定式消 火装置		定式消火装置」について言及するために記したものであるため,固定式消火装置以外の消防用設備等の記載は不要と考えます。

No	頁	該当条項等	意 見 内 容	対 応
3	18	3.1.2 項 消 火装置の【例示 1】 (例 4) 移動 式消火設備(注) (注) 以下、該当 箇所総てを対象 とします。	ンク車等」又は「消防車等」と訂正されることを推奨します。 【理由】 消防法規には、「固定式」という設備に対して「移動式」という設	護に関する審査指針」(以下、「火災防護審査指針」という。)の記載用語と 整合性を取っているものです。
4	19	3.1.2.2 項 消火装置設置要 領の推奨事項 「現状未記入」	規程本文の(2)項~(4)項及び(9)項の各消火設備については、消防法施行令及び施行規則のみしか記載されていない為、規程本文に「危険物の規制に関する政令及び規則」を、それぞれ次の通り追記するか、推奨事項として記載されることを推奨します。 (2)屋内消火栓設備: 危険物の規制に関する政令第20条及び危険物の規制に関する規則第32条 (3) スプリンクラー設備: 危険物の規制に関する政令第20条及び危険物の規制に関する規則第32条の3 (4) 水噴霧消火設備: 危険物の規制に関する政令第20条及び危険物の規制に関する規則第32条の5 (9) 屋外消火栓設備: 危険物の規制に関する政令第20条及び危険物の規制に関する規則第32条の5 (9) 屋外消火栓設備: 危険物の規制に関する政令第20条及び危険物の規制に関する規則第32条の2 【理由】 一般防火対象物と危険物の製造所等に対する消火設備の設置根拠及び要求能力等は、法令上異なっておりますので、追記されることを推奨します。例えば、屋内消火栓設備の場合の要求能力は次の通りです。 (1) 一般防火対象物: 放水量(130 l/min以上)、放水圧力(0.17~0.7MPa) (2) 危険物の製造所等: 放水量(260 l/min以上)、放水圧力(0.25MPa以上)	設置する事例も予想されないことから、不要と考えます。
5	19	3.1.2.2 項 消火装置設置要 領の推奨事項 「現状未記入」	び施行規則のみしか記載されていない為、規程本文に「危険物の規制に関する 政令及び規則」をそれぞれ追記すると共に規程本文の(2)項~(9)項に「消防庁 通達 消防危第24号(平成元年3月22日)」をそれぞれ追記するか、推奨事項と	設置する事例も予想されないことから、不要と考えます。 また本指針にて記載する法令の範囲は、消防法、同施行令、同規則の如く基本法令としており、告示及び通達等がこれらを補完する規制文書であることは明白ですので、あらためて記載する必要はないと考えます。

No	頁	該当条項等	意 見 内 容	対応
6	25	3.2.2 項 誤 動作及び誤操作 対策の【例示 1】 (例 4) 自動式 起動装置を用い	不活性ガス消火設備の内、二酸化炭素消火設備に自動式起動装置を用いる場合は、「消防庁通達 消防予第 161号(平成 3 年 8 月 16 日)/ハロゲン化物消火設備・機器の使用抑制について」の第 3(二酸化炭素消火設備の安全対策)並びに「消防庁告示第 38号(平成 13 年 6 月 29日)/不活性ガス消火設備等の制御盤の基準」の第 5(自動式の起動装置に接続される制御盤の機能)の規定に基づき、自動火災報知設備の感知器の作動及び二酸化炭素消火設備専用	消防法に基づき設計することは「3.1.2.2 消火装置設置要領」に記載して
7	27		規定されており、原子力発電所の場合は、ほとんど無窓階である為、1階及び2階に対する考慮が必要です。 【理由】3.1.2.3項 消火用水供給系の【例示3】消火用水供給系の信頼度及び【例示4】原子炉建屋への消火用水供給系に記載の通り、主配管をループ回路にし、その主配管に給水接続口を設置した屋内消火栓設備に代わるものとして、消防法でいう「連結送水管」を引き合いに出すことは、適切ではありませ	

No	頁	該当条項等	意 見 内 容	対応
8	全般		現在、本指針とパブコメが 11/15 に閉め切られた「火災防護規程」(JEAC 4626-200X)との <u>両者を統合して一つの規程にする</u> ことを提案します。 なお、同じ趣旨の意見は、「火災防護規程」(JEAC4626-200X)制定案に対するパブコメの中でも提案しています。	定することとしました。
			【理由】 密接に関連する内容を 2 本立ての構成にすると、火災防護を担当する人達は 2 つの図書を見なければならず、甚だ、効率が良くありませんし、確認の漏れも発生する恐れもありますので、一本化が適切だと考えます。 この指針制定案は、11月15日期限でパブコメが閉め切られた「火災防護規程」(JEAC4626-200X)の条文を転載し、それぞれに対して補足を加える形態になっています。そうであれば、この指針に書かれている補足内容をJEAC4626-200Xの解説に移せば一本化が可能ではないでしょうか? 2つに分けられた理由が、将来の「火災防護規程」(JEAC4626-200X)の規制側によるエンドースの際に規制内容が過酷になり過ぎることを危惧されているのであれば、既に、本指針にも書かれているように、"この内容は参考"との記述を洩れなく書かれれば回避できるものと考えます。	ち国内規格として取り込むことが望ましいものもあること等から、要求事項はコードに、選択肢を持ちうる様な具体的対策等については民間サイドとして柔軟に対応できる様にガイドとして改定することとしました。 なお、本規程は、1.目的に記載のとおり、設計上考慮する事項について規定しているものです。火災防護の管理につきましては、JEAG4103「原子力発電所の火災防護管理指針」に規定しております。設計と運用管理は火災防護対策の両輪であり、今後とも協調を図り、規程・指針の記載の充実を進めていく
			「火災防護規程」(JEAC4626-200X)の should 項目の中に「参考」が記載されてあっても許容されると思います。	
9	全般		本指針のタイトルを、"火災防護 <u>設計</u> 指針"と[設計」を追加したものに修正したほうが良いと考えます。 なお、同じ趣旨の意見は、「火災防護規程」(JEAC4626-200X)制定案に対するパブコメの中でも提案しています。 【理由】 この指針は、設計時点における火災防護を規定しているものですが、運転に入ってからの火災防護活動を規定する「火災防護管理指針」(JEAG4103-2009)がこの3月に新規に制定されており、今の時点で、一目見てそれらの役割が判別できるように、また、この2つが車の両輪を成して順守されて行くべきものであることを明確にするために、それぞれの位置付けを対比できるようタイトルを変更したほうが良いと考えます。	わる事項であることを明確に記載していることから変更の必要性はないものと考えます。 なお、今後、設計側と運用管理側との指針等が両者の協働により充実してい く検討の中でより明確に整理された段階では、名称の変更についても考慮すべき事項であると考えます。
10	全般	沢山あるので全 てを挙げる訳に は行きませんが、 たとえば、1.2の 直後、2.2.1の直 後、2.2.1.2の直 後。	【理由】 一つしか項目が無い場合は番号を付けないのが普通の日本語の使い 方のような気がします。	

No	頁	該当条項等	意 見 内 容	対応
11	全般	全編に亘っていますが、2.1.1 不然性、 は、2.1.1 不燃性が 性、 難燃性材料の 2,3や2.2.1.1 漏えい防止策の (例3)等	います。これらは削除されては如何でしょうか?	度においての規定内容を確認し引用しているものであり、常に最新版を引用するものではありません。現状のままとします。
12	全般	たとえば、4.1.1 想定火災の考え 方の【例示3】「熱 伝導・対流・放射 を考慮した火災 影響」		図表等の潰れたり擦れたりしている部分については出版までに修正します。
13	6	2.2.1 の【例示 1】	主な火災想定箇所に洞道内の油絶縁ケーブルを追記する必要が有ると考えます。 【理由】 一般産業界では洞道内の油絶縁ケーブルで爆発火災が発生した事例があると聞きます。絶縁用の油が有るのですから、指針では挙げておいて注意を向けることが必要と思います。まして、このケーブルは他のものと違い洞道に隠れて表面に出て来てないため、直には目に見えませんから、火災防護の観点から見落とす可能性が大きいと思います。 JEAG4103「火災防護管理指針」のパブコメでは同じ意見を提示し、現指針に記載されています。	(21) 洞垣内の油絶縁ケーノル
14	6	2.2.1.1 漏えい 防止策の例示 1	" 溶接構造 , シール構造等 " は、and でしょうか、or でしょうか? 【理由】 溶接構造はシール構造で包含されるのでしょうから併記する必要が無いように思われます。 あるいは、シール構造とはパッキンを使ったフランジ継手も含まれるのでor でしょうか?	シール構造は、ガスケット(固定部分)、パッキン(摺動、可動部分)により、液体や気体が外部に漏えいしないようにする構造を示し、溶接構造は含まれません。したがって、現状の記載のままとします。

13 3.1 火災検出装置及び消火装置 3.1 火災防護設備と火災防護管理とを組み合わせた必要な措置
1 . 火災防護設備と火災防護管理とを組み合わせた必要な措置 火災防護設備と火災防護管理とを組み合わせた必要な措置とは,例 えば,設備対応状況として以下の条件を考慮し,地震後パトロールと 消火対象の優先順位を火災防護に関する計画に反映することである。 (1) 原子炉施設の安全機能 (2) 機器の運転状態 (2) 機器の運転状態 (3) 着火源の有無 (4) 可燃物の量,種類あるいは配置状況 (2)以降について 「火災防護設備と火災防護管理とを組み合わせた必要な措置」につい 平成 1 9年 1 2月の火災防護に関する審査指針改訂で初めて追加されますが、何のことなのか判然としません。無くても意味が適じるように思いますので削除されては如何でしょうか。 (2) ここで書かれていることは、管理面における火災防護として必須の内容だと思います。しかし、現状は、JEAG4103「火災防護として必須の内容だと思います。しかし、現状は、JEAG4103「火災防護管理指針」の 2 火災防護計画には含まれていないように見入ます。このように悪いな対象に対しては必ず、対象によりな手段で開始後にされています。 なお、JEAG4103「原子が護管理指針」には、火災発生時対応への準備という観定されています。 なが、以び新生時対応への準備というで機能を考慮した対策の考え方を示しています。 なお、JEAG4103「原発所の火災防護管理指針」には、火災発生時対応への準備という観視されています。 なが、JEAG4103「原発所の火災防護管理指針」には、火災発生時対応への準備という観視されています。 なが、JEAG4103「原発所の火災防護管理指針」には、火災発生時対応への準備という観視されています。 なが、JEAG4103「原発所の火災防護管理指針」には、火災発生時対応への準備という観視されています。 なが、JEAG4103「原発所の火災防護管理指針」については下記項目参り、JEAG4103「原子力発電所の火災防護管理指針」については下記項目参り、JEAG4103「原子力発電所の火災防護管理指針」については下記項目参り、JEAG4103「原子力発電所の火災防護管理指針」については下記項目参り、JEAG4103「原子力発電所の火災防護管理指針」については下記項目参り、JEAG4103「原子力発電所の火災防護管理指針」については下記項目参り、JEAG4103「原子力発電所の火災防護管理指針」については下記項目参り、JEAG4103「原子力発電所の火災防護管理指針」については下記項目参り、JEAG4103「原子力発電所の火災防護管理指針」については下記項目参り、JEAG4103「原子力発電所の火災防護管理指針」については下記項目参り、JEAG4103「原子力発電所の火災防護管理指針」については下記項目参り、JEAG4103「原子力発電所の火災防護管理指針」については下記項目参り、JEAG4103「原子力発電所の火災防止で理解し、JEAG4103「原子力発電がより、JEAG4103「原子力発電所の火災防止で理解し、JEAG4103「原子力発電がより、JEAG4103「原子力発電が発力を関すを対しています。 JEAG4103「原子力が、JEAG4103「原子力発電が、JEAG4103「原子力は、JEAG4103「原子力は、JEAG4103「原子力は、JEAG4103「原子力は、JEAG4103「原子力は、JEAG4103「原子力は、JEAG4103「原子力は、JEAG4103「原子力は、JEAG4103「原子力は、JEAG4103「原子力は、JEAG4103「原子力量が、JEAG4103「原
話は変わりますが、この事項は設備面と管理面が両輪として火災防護に寄与することの重要性を示しています。にもかかわらず、何故、JEAG4103「火災防護管理指針」のパブコメの際、設備面を検討されていた方々から補正意見が出なかったのでしょうか。失礼ながら事前の相互調整が不足だったのではありませんか。 【理由】 (1)は判り易さ向上が必要であること、(2)は JEAG4103「火災防護管理指針」の規定が不十分であったような気がするため。

No	頁	該当条項等	意 見 内 容	対応			
16	14	3.1.1.1 火災感 知器設置対象区	3.1.1.1 火災感知器設置対象区域の後ろの下記の例示が有ります。	プラント設計によって異なることから、考え方を共有する意味で例示は有用と考えます。			
		域	【例示1】プラントを停止するために必要な系統及び機器				
			プラントを停止するために必要な系統及び機器の例としては ,以下がある。				
			(例1) PWRプラント				
			1. 原子炉トリップ系				
			2. 補助給水系				
			3. ほう酸添加系				
			4. 余熱除去系				
			(例2) BWRプラント				
			1. 原子炉停止系				
			2. 自動減圧系				
						3. 原子炉隔離時冷却系	
			4. 残留熱除去系				
			5. 高圧炉心スプレイ系*1				
			6. 低圧炉心スプレイ系*2				
			(注)*1: ABWRでは高圧炉心注水系				
			*2: ABWRではなし				
			この種の例示は不要ではないでしょうか。削除されては。【例示2】も同様です。 【理由】 ここで例示された設備が全てではないと思います。この指針では、このような中途半端な記述よりも、それらをきちんと書いた図書のタイトルや番号を引用しておいたほうが設計者には有用だと思います。				

No	頁	該当条項等	意 見 内 容	対応
17	15	3.1.1.3 火災検 出装置の電源	3.1.1.3 火災検出装置の電源の後ろに次の記事があります。 1. 火災検出装置の非常用電源 非常用電源としては,原子力プラントの非常用発電設備から給電される非常用電源設備よりは蓄電池の方が望ましい。 "非常用電源としては,消防法で規定されている原子力プラントの非常用発電設備から給電される非常用電源設備よりは蓄電池でなければならないの方が望ましい。"とする必要はないでしょうか。 加えて「望ましい」と書かれている理由を教示下さい。 【理由】「望ましい」と書かれている理由が判りませんが、消防用設備等の自動火災報知設備については消防法で蓄電池を前提にしています。	火災検出装置として、消防法にて規定される自動火災報知設備以外の設備を設置する場合の考え方を記載したものです。
18	18	3.1.2.1 消火装置と設置対象区域	「解説 - 3 - 5] 「固定式消火装置」の補足の中に以下の記述があり、危険物の規制に関する政令 別表第 5 が抜粋して記載されています。 3 . 固定式消火装置 固定式消火装置の第 2種 , 第 3 種は , 下表による。 ここでは、別表第 5 を転載するのではなく、使用できる消火設備を列挙することにしては如何でしょうか? 【理由】 このままだと不活性ガス消火設備のうちでも二酸化炭素消火設備しか使用できないことになります。 この部分は、JEAC4626 の [解説 - 3 - 5] に書かれている記述から派生しているものですが、この指針では危険物だけを対象にしている訳ではないと思いますので、ガス系消火設備を二酸化炭素消火設備だけと選択範囲を狭める必要はないと思います。	【変更案】 3.固定式消火装置 固定式消火装置の第2種,第3種は,下表による。 なお, 消防法施行規則第19条 に規定された不活性ガス消火設備も含むものとする。
19	18,20	3.1.2.1 消火装 置と設置対象区 域及び3.1.2.3 消火用水供給系	3.1.2.3 消火用水供給系の【例示1】は削除し、3.1.2.1 消火装置と設置対象区域の【例示1】を参照するような表記に簡素化されることを提案します。 【理由】 それぞれのところに、同じ内容の【例示1】水源の多重化若しくは多様化が書かれており、重複しているように勘違いしてしまいます。	【変更案】

No	頁	該当条項等	意見内容	対応
20	21	3.1.2.3 消火用 水供給系		出版までに修正します。
			【理由】 おそらく、画像を張り付けられたのでしょうが、字が潰れて読みにくくなっています。	
21	22	3.1.4 その他	【例示1】「安全機能を有する構築物,系統及び機器への配慮」に以下の記述が有ります。 水スプリンクラー系及びガススプリンクラー系の散布により安全機能を有する構築物,系統及び機器の安全機能が著しく阻害されないようにする具体的な設計の例としては,以下がある。 (例1) ディーゼル発電機室に不活性ガス消火設備等を設ける場合には,直ちにディーゼル発電機の機能を損なうことのないようにディーゼルエンジンの吸気,排気口をディーゼル発電機室外に設置する。 次の2件を提案します。 (1)「不活性ガス消火設備等」は、「二酸化炭素設備」に変更する。 (2)「排気口」は削除する。 【理由】 (1) 不活性ガス消火設備等と有りますが、ディーゼル発電機は危険物施設に該当しますので二酸化炭素設備等するのが適切ではないでしょうか。 (2) 排気口を発電室外に設置するのが消火設備作動時の影響防止であるように読めますが、消火設備とは関係ないように思われますので削除を提案するものです。	(1) 危険物施設にあっても、危険物保安技術協会での技術評価により二酸化炭素消火設備以外の消火設備も使用可能です。(2) ハロゲン化物消火設備の場合、消火剤が排気管を介して内燃機関内へ侵入し燃焼障害を及ぼす可能性が有る事を考慮したものです。
22	23	3.1.4 その他	【例示1】(例6)には次の記述が有ります。 (例6) ガススプリンクラー設備を設ける場合には,消火剤の流出防止等によりプラントを安全に停止する操作を行う区域への悪影響を防止する。 次のように言葉の順序を入れ替えることを提案します。 "ガススプリンクラー設備を設ける場合には, 消火剤の流出防止等により プラントを安全に停止する操作を行う区域への消火剤の流出等による悪影響を防止する。" 【理由】 現行文も間違いではありませんが、提案のほうが素直に頭に入り易い表現のように思います。	修正案では、消火剤流出防止の目的が不明確となる為、変更は不要と考えます。

No	頁	該当条項等	意見内容	対応
23	23	3.1.4 その他	【例示2】「消火排水の流出防止策」で「放射能汚染の可能性のある消火排水のプラント外への流出を防止」は、「放射能汚染の可能性のある消火排水の放射線管理区域外への流出を防止」としては如何でしょうか。 【理由】 この場合は「プラント外」よりも「管理区域外」への流出防止が目的として書かれているのではないでしょうか。プラント外への流出防止なら別の方法も考えられますから。	以下のとおり修正します。 【変更案】 3.1.4 その他
24	26	3.3 自然現象に 対する火災検出	1.の内容は、3.1 火災検出装置及び消火装置の後ろに出てくるものと重複 していますので、記述方式を工夫されて簡素化されたほうが良いと思います。	【例示2】 放射能汚染の可能性のある消火排水の放射線管理区域外への流出を防止する具体的な設計の例としては、以下がある。 (例 1) 放射線管理区域の出入口部に、溝あるいは床面にスロープ等をつける。 特に重要な考慮事項である事から、現状の記載としています。
		装置及び消火装 置の性能維持	【理由】 指針の簡素化。	
25	27	3.3.1 耐震設計	【例示1】【例示2】では、"設置するものとする"、"検討するものとする"、"採用しないものとする"という表現になっているが、参考的な内容であれば、他の場所と同様に、それらしい表記に修正されるほうが良いと考えます。もしも「must」事項ならJEAC4626に移すべきです。	具体的な設計方法は一律でない事から、現状の記載としています。
		0 0 1 TI=+0+1	【理由】 この指針の主旨に沿ってないと思われるため。	
26	27	3.3.1 耐震設計	【例示3】現場へのアクセスには次の文章が有ります。 【例示3】現場へのアクセス 地震時における移動式消火設備の現場へのアクセスについて考慮するとは、地震時における地盤沈下等により、配備された消防車等が火災現場へアクセスできない可能性を想定して、設備面あるいは運転管理面における対策を適切に組み合わせることにより、個々の発電所の特性に応じた現場の視点に立って対処方法を検討しアクセスを確保するなどの措置を講じることをいう。 アクセスを確保する具体的な方法の例としては、以下がある。 (例1) 悪路対応の移動式消火設備を導入する。 (例2) 地盤沈下に対して土嚢等により対応する。 (例3) アクセスルートを複数確保する。 この内容は、今回の提示意見8番の(2)と同様に、JEAG4103「火災防護管理指針」への補強処置を提案します。	平成19年12月に火災防護に関する審査指針が改訂され、その後平成20年2月に中越沖地震における原子力施設に関する自衛消防及び情報連絡・提供に関するWGの報告書が出されました。中越沖地震における原子力施設に関する自衛消防及び情報連絡・提供に関するWGでは、設計面及び運用面、その他観点も含め多岐にわたって多くの内容が検討され報告がされました。「現場へのアクセス」については、報告の中で記載されている事項です。この内容は、消火設備があっても使える状態でなければ意味がないという、設計側と密接に関連するということで、JEAG4607にも規定しています。なお、JEAG4103「原子力発電所の火災防護管理指針」には、消防用設備等の維持管理の観点で規定されています。 JEAG4103「原子力発電所の火災防護管理指針」については下記項目参照6.2.2 消防用設備等の維持管理(4)
			【理由】 この内容はこの指針にあっても良いと思いますが、JEAG4103「火災 防護管理指針」にこそ書くべきものです。	

No	頁	該当条項等	意 見 内 容	対応
27	34	4.1.1 想定火災	【例示1】「実証データ」に次の記述がされています。	出典として以下を追記します。
		の考え方	【例示1】実証データ 「4.1.1 想定火災の考え方(1)」ケーブル火災の同一区分内への火災の影響範囲を考えるに際しての,実証された例として以下がある。 ソリッドトレイを使用する場合にあっては,垂直下部方向は200mm,及び水平方向は100mm の各々の距離以上に隔離されたケーブルには火災影響を与えない。 実証データの出典を記載することを提案します。 【理由】 出典の無いデータは、"実証された"とは言えないと考えます。	角谷 他, "ケーブル火災に関する実証試験",日本原子力学会「2009年春の年会」,2009 【変更案】 【例示1】実証データ 「4.1.1 想定火災の考え方(1)」ケーブル火災の同一区分内への火災の影響範囲を考えるに際しての,実証された例として以下がある。 ソリッドトレイを使用する場合にあっては,垂直下部方向は200mm,及び水平方向は100mmの各々の距離以上に隔離されたケーブルには火災影響を与えない。 出典:角谷ほか, "ケーブル火災に関する実証試験",日本原子力学会「2009年春の年会」,2009
28	34	4 1 1 想定火災	<u> </u>	例示3の図は、空気温度と放射受熱量の推定要領の例として、以下の文献を
28	34	4.1.1 想定火災の考え方	【例示3】「熱伝導・対流・放射を考慮した火災影響」の「図 室内空気温度推定要領」の使い方を解説するか、または参考にできる図書を引用すべきです。また、図番も付すべきです。 【理由】 現行のままでは、この図は使えませんので、掲載しておく意味が無いと思います。	参考にして推定する場合の例ですので、参考資料として以下の文献を追記します。 T.Tanaka et al., "Preliminary Test for Full Scale Compartment Fire
				上記の文献を参考とした、室内空気温度及び放射熱量の算定手法の一例 を下図に示す。

No	頁	該当条項等	意 見 内 容	対応
29	35	4.1.1 想定火災 の考え方	【例示3】「熱伝導・対流・放射を考慮した火災影響」の図 放射受熱量推定要領の使い方を解説するか、または参考にできる図書を引用すべきです。また図番も付すべきです。 【理由】 現行のままでは、この図は使えませんので、掲載しておく意味が無いと思います。	
30	35	4.1.1 想定火災の考え方	【例示4】油火災面積を限定する施設の(例3)はどのような仕組みで、油火災面積を限定できるのでしょうか。説明が必要です。 (例3) 機器ベース 「理由】 判り易さの向上のため。	「図 補機想定火災の規模の考え方」に示されているように、ドレンファンネルにより油火災面積を限定できる場合です。上記が明確となるよう、本図に下記の注記を追記します。 注:ドレンファンネルにより油火災面積を限定できる場合。 【注記の追加のみなので変更案は省略します。】

No 頁	頁 該当条項等	意 見 内 容	対応
	36 4.1.2 軽 減 対	【例示1】火災区域の設定に下記の記述があります。	火災区域は「1.4 用語の定義」に火災区域の定義が記載されており、概念
	策	「4.1.2 軽減対策(1)」の原子炉を停止し余熱を除去するために必要な機器及び関連するケーブル類・換気空調設備を対象にした火災区域の設定の例として,以下がある。	は明確になっており、例1、例2は、設定の例として現行の記載で十分ご理解 いただけるものと考えています。
		(例1) 原子炉を停止し余熱を除去するために必要な以下の機器で, 火災によりその機能に悪影響を受ける可能性のある機器は原則 として,各々火災区域内に収納する。	
		・流体系機器	
		・電気・計装機器(盤類)	
		(例2)上記(1)に関連するケーブル類・換気空調設備の設置区域や, 上記(1)のために必要な設備ではないがそれ等設備への影響を 考慮する必要のある区域を一括して単一火災区域とする。	
		(ケーブル類・換気空調系機器及びダクト類は当区域内で適宜分 離する。)	
		火災区域の説明の補強が必要です。次ページのような図も作られた上で説明 を加えられてはどうでしょうか?	
		東京川電影・ブルト 東京川電影・ブルト 東京川電影・ブルト 東京川電影・ブルト 東京川電影・ブルト 東京川戦闘・フルト 東京川戦闘・フルト 東京川戦闘・アルト 東京川戦闘が、アルス 東京川戦が、アルス 東京川 東京川 東京川戦が、アルス 東京川 東京川 東京川戦が、アルス 東京川戦が、アルス 東京川 東京川	

No	頁 該	当条項等	意見内容	対応
32	40 4.1.2	2 軽減対策	【例示3】には以下の記述が有ります。 【例示3】火災強度が2時間を超える場合の耐火壁 火災強度が2時間を超えた場合,建築基準法では指定する耐火構造壁はない。 しかしながら,米国NFPA Handbook Twentieth Editionでは,より大きな火災強度に対しても,必要壁厚が紹介されている。その例を下図に示す。 今後、火災強度が2時間を超える場合が予想されるのでしょうから、米国のデータに依存せず、我が国でも試験を行って自前のデータベースを作っておくべきです。 試験のバックデータを入手できるのであれば我が国への適用の可否を評価しておくべきです。	
33	拠ら震 消施る保 建令1 く耐倍点れ性 防設場有 築第 第30分	車両の格納 等を設置す 合には,その 水平耐力が	平耐力が 建築基準法施行令第82条の3第1項第2号 に基づく必要保有水平耐力の値に1.5倍を乗じて得られた値以上とする。」と記載されておりますが、「防災拠点施設」に求められる程度の耐震基準は構造形式によって異なると考えます。 防災拠点施設という観点で言えば、「官庁施設の総合耐震計画基準」(国営計第76号,国営整第123号,国営設第101号 平成19年12月18日)には、災害応急対策活動に必要な官庁施設のうち特に重要な官庁施設に要求される耐震基準が示されており、その内容は配置計画・規模に加え、地震時に確保すべき耐震安全性などが構造形式(免震、制震構造等)ごとに規定されておりま	【変更案】(解説番号は〔解説 - 3 - 9〕に繰り下げ) 〔解説 - 3 - 9〕「地震時においても大きな被害を受けることのない場所」 地震時においても大きな被害を受けることのない場所とは,中央制御室以外の場所に設置する場合には,その設置場所が消防庁舎等の防災拠点施設に求められる程度の耐震性を有していることをいう。防災拠点施設に求められる程度の耐震性とは,「官庁施設の総合耐震計画基準(平成19年 国営計第76号,国営整第123号,国営設第101号)」に基づき,以下のいずれかによるものとする。 (1) 保有水平耐力が建築基準法施行令第82条の3第2号に規定された式で計算した数値に1.5を乗じた必要保有水平耐力以上であること